

### 第三者評価結果

事業所名：ニチキッズひらま保育園

#### 共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
園の保育理念「おもいっきり遊ぶ おもいっきり学ぶ」を掲げ、3つの保育目標と保育方針に沿い、子どもを尊重した保育を展開しています。理念・目標は玄関、各保育室に掲示し、常に目にできるようにしており、保護者には、入園説明会、入園案内兼重要事項説明書で説明しています。また、園だよりやクラスだよりでも理念や保育方針を噛み砕いて周知に努めています。保育理念を基盤とした保育の様子をホームページに掲載し、園見学者や保護者等へ周知を図っています。職員に対しては、年度始めや昼礼等で理念について説明し、理解を深めています。しかし、新型コロナウイルス禍（以下、コロナ禍という）等による懇談会実施の抑制等から保護者への情報伝達、理解の不十分さも懸念されます。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>	
法人本部で厚生労働省の最新情報の入手に努め、都道府県白書、地域の福祉計画等の分析を行っています。子どもの出生の状況、都道府県及び各市区町村の人口動態、他園の運営状況等を分析するようにしています。園長は中原区園長会議、幼保小校長・園長連絡会、区や市の会合に参加し、得た情報を法人本部にフィードバックし、情報共有を図っています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント>	
法人本部として、経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。今年度より、子ども、保護者、職員から選ばれる保育園を目指して「VIPRO」と称するプロジェクトを立ち上げ、人材定着・退職防止、事故トラブル・苦情防止・不適切保育防止、STEAM教育の導入を掲げて取り組んでいます。ニチキッズひらま保育園では、保育の質の向上・職員の定着や園児定員未達、コスト管理、関係機関との連携等について課題を挙げており、法人本部と連携を図りながら課題解決に向けて進めています。	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント>	
法人本部として、中・長期計画とした「VIPRO」のプロジェクトを設定し、実行する内容を中・長期的に細分化して各年度で実行するよう計画しています。ニチキッズひらま保育園では、今年度の課題を稼働率、コスト管理、関係機関との連携として掲げ、園内研修等により職員に周知を図りながら課題の解決に取り組んでいます。法人本部の中・長期計画を基にした自園の中・長期計画の作成をされると尚良いでしょう。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 単年度の計画は、中・長期計画の内容を今年度事業計画に落とし込んだ計画及び今年度の行事計画、今年度の指導計画の3つになります。今年度の計画も理念の「おもいっきり遊ぶ」、「おもいっきり学ぶ」に沿った設定、環境を整えています。行事計画は、各行事の計画を立てて子どもの負担にならないような行事にすることを心がけています。指導計画は、年間指導計画、月間指導計画、週日案となりますが、週日案に関してはその日の子どもの心身の状況に応じて柔軟に変更をしています。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 行事計画は、担当職員がプロポーザルシートを作成して行い、行事後での保護者アンケートにより評価を行っています。指導計画については、年間指導計画、月間指導計画、週日案の全てに評価欄が設けられています。これらの計画は保育園の決められたルールに基づいて作成されています。そして、評価結果に基づいて事業計画の見直しを行います。事業計画は会議や園内研修で説明し、理解を促しています。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 行事計画については、年間行事予定表等で保護者に周知しています。しかし、事業計画については、コロナ禍により懇談会等が未実施のため、周知が図られていません。今後は主な内容を分かりやすく説明した資料等を作成し、保護者がより理解できるよう配慮し、保護者会等で周知できるよう努めて行く予定です。また、保護者等の参加を促す観点から周知及び説明されることが望まれ、第三者評価の利用者（保護者）アンケートでは、行事計画、指導計画に関する理解度が低かったので説明の方法等の工夫に期待いたします。</p>	

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 毎月、職員会議や昼礼で子どもの様子、成長等について情報共有を行っています。年間指導計画、月案、週日案等を通して振り返りを行い、評価欄に記入し保育内容の見直しを行っています。自己評価については一人ひとり自己評価を実施し課題を抽出し、次の目標に組み入れる取組みを行っています。第三者評価受審は初回であり、今後、定期的に受審予定とし、さらなる保育の質向上につなげる予定です。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 日々の保育の課題は、昼礼で話し合い、改善につなげています。行事については、準備の段階から職員間で話し合い、行事当日の反省や振り返りを行い、全職員から意見を吸い上げ次の行事につなげています。指導計画の評価・反省については、課題とその解決策（案）を作成し、職員会議で検討を図り、決定後、実施に結び付けています。職員間での共有化は職員会議で行い、次期計画に組み入れて展開しています。</p>	

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<コメント>	
<p>保育業務に関するマニュアルは細かく分けて整備されています。その中に職務分掌を記載した文書も含まれています。園長は、自らの園の経営・管理に関する方針と取組、役割と責任が記載されています。平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されています。そして、不在時の権限委任等は主任が行うことになっています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>園長は、関係法令を理解し、必要に応じて法律を熟読しています。法人本部のサポートも受けています。園では、法令に関するマニュアルも整備しています。園長は、法人の研修会、マネジメント研修等法令の勉強会や、保育の研究会、発表会に参加して理解を深めています。そして、地域環境の法令等、区の会議や研修、園内研修等で知識の向上を心がけています。園ではペーパーレス化の一環としてICT化アプリ「コドモン」を導入して文書類の電子化に取り組んでいます。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>園長は、保育の質の維持・向上に意欲を持ち、毎日の報告や毎月の職員会議の中で職員に確認し、個々に応じた対策を図るようにしています。保育の質の向上に向けた課題は、「安心安全な保育」、「不適切保育の撲滅」、「職員キャリアアップ研修」を挙げており、これらの課題について定期的に職員と面談を行い、助言・指導を行っています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>園長は、法人事業本部と共に経営の改善や業務の実効性の向上に向け、人事、労務、財務等を踏まえた分析を行っています。組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等について常に主任と確認しながら尽力しています。</p>	

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<コメント>	
<p>人材確保について、長期の採用計画を策定し、法人で求人専用のパンフレットを作成し、OGが同行して大学で説明会を開催し、全国の保育養成校の訪問、人材採用会社・人材採用メディアのサイトへの登録、合同説明会への参加、オンライン説明会、園見学等、採用活動を行っています。また、法人系列園での体験実習を企画し、福利厚生や社宅制度、家賃援助について説明しています。研修等の体制、給与、配属等では、職員一人ひとりと面談し、資格を優遇し、柔軟に対応するようにしています。園長は、当園の保育士の仕事状況写真や1日の仕事動画を作成し、電子データを採用人材課に提出する等、積極的に行動しています。園長も養成校の就職フェアに参加し、人材確保に向けて採用活動に努めています。採用後の研修は、入社時研修やOJT等、育成に関して力を注いでいます。</p>	

【15】 II-2-(1)-②  
総合的な人事管理が行われている。

a

<コメント>

法人本部として、保育園の理念・基本方針に基づき、「期待する職員像等」を明確にしています。また、採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する人事基準がきめ細かく明確に定められ、職員等に周知されています。人事基準に基づいて職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価しています。職員処遇の水準については、処遇改善の必要性等を評価・分析するよう取り組んでいます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-①  
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

労務管理の責任体制を明確にし、全職員が有給休暇を取れるよう職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認しています。園のみではなく、法人本部のサポートを受けながら職員の就業状況を把握しています。また、職員の心身のケアに配慮し、健康と安全の確保に努め、悩み相談窓口を組織内に設置する等、相談等がしやすいよう工夫し、職員のサポート体制に取り組んでいます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-①  
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

<コメント>

組織として「期待する職員像」を作成し、職員一人ひとりの目標について目標管理シートにより育成を行っています。職員一人ひとりが設定した目標について、園長が上期と下期に「目標管理シート」に基づいて職員との個別面談を行い、進捗状況の確認をしています。面談では、職員を尊重し常に話しやすい雰囲気で行うように心がけています。

【18】 II-2-(3)-②  
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

<コメント>

「期待する職員像等」を階層別に明文化し、人事考課に連動させて昇給・昇格に反映する体制が整っています。採用、配置、異動、昇進、昇格に関する基準を明確に定め、全職員に周知し高い透明性を確保しています。また、職員の教育・研修に関する基本方針及び計画を策定し、計画に基づいて実施しています。計画は毎年、評価と見直しを図っています。

【19】 II-2-(3)-③  
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

<コメント>

個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握しています。新任職員をはじめ各職員の経験値や習熟度に配慮し、マニュアルに沿って個別的なOJTを適切に実施しています。階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じて教育・研修を実施しています。外部研修に関する情報提供は適切に行うと共に参加を奨励し、職員一人ひとりが研修の機会を確保しています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-①  
実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

<コメント>

実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化して、マニュアルを整備しています。実習生の受け入れは未実績ですが、受け入れる体制はできています。実習生の受け入れが採用につながるケースは他施設でも多く見受けられていますので、これらの準備をして養成校等にPRし、積極的に取り組む予定です。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント>	
園の情報については、ホームページ、入園案内兼重要事項説明書、パンフレット等で知らせています。ニデイキッズひらま保育園の運営は株式会社であり、財務に関わる公表はしていませんが、入園説明会等で運営内容等の説明を行っています。今年度は、コロナ禍の影響により保育説明会は実施できませんでしたが、クラスだより等で保育内容を伝えていきます。今回の第三者評価受審結果については保護者に対しても公表予定とします。	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>	
公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組について、保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施しています。保育所の事業、財務について、外部の税理士による監査支援等を実施して、監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施しています。	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント>	
地域との関わり方について、基本的な考え方を全体的な計画の子育て支援欄に記載しています。地域の保護者等に対する子育て支援として、園庭開放、ホームページによる情報提供、行事への参加を挙げています。園庭開放で訪れた保護者に対する育児相談も行っていきます。また、地域の行事や活動への参加では、職員やボランティアが支援を行う体制を整えています。今後、地域交流の範囲を広げていかれることを期待します。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント>	
ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備しています。今年度は初めて高校生の職業体験を受入れ、実際に子どもたちと触れ合う時間を設けています。将来、保育士を目指し今後の人材確保につながることを期待して受入れに努めています。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
関係機関・団体についてはリストが整備されています。中原区役所・幸区役所・鶴見区役所、地域療育センター、児童相談所、保健所等、特に、密に連絡を取っています。他、消防署、警察、病院等の一覧を備え、良好な関係を保っています。また、必要な情報は職員会議で説明する等、職員間で情報の共有化も図られています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、職員等の気付き・確認により区役所こども家庭支援課と情報共有する等、支援を実施しています。また、対応については法人本部のフォローを受け、必要に応じて関係機関と連携を図っています。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>	
コロナ禍により、中原区園長会議や幼保小学校校長連絡会にオンラインで出席し情報を得ています。また、運営委員会では園行事の説明を行っています。今後は地域のニーズを聞き、地域の子育て家庭に来園してもらえるよう取り組み、具体的な福祉ニーズの把握に努めていきます。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>	
園舎は大通り沿いに位置しており、窓に大きくAEDが設置されていることを発信し、地域住民への周知・使用を促しています。園見学は随時受入れ、子育て相談等も実施しています。今後は、地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動について、子育て広場での育児相談、中原区主催の催しへの参加、災害発生時の一時避難場所の提供、備蓄品の支援、防災グッズの提供等、可能な範囲で検討していきます。	

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<コメント>		
保育方針に沿った運営は、子どもを中心に置いた保育であり、ニチキッズひらま保育園の特徴となっています。保育方針を職員が理解し、同じベクトルで保育を行う共通認識を図り、手法に間違いがあれば皆で話し合い、正していくよう努めています。基本的な人権については、入職時の研修で学んでいます。そして、人権擁護のセルフチェックリストや「子どもの視点より～わたしからのねがい～」のチェックリストを活用し、職員は振り返り及びグループミーティングを行い、意見を出し合い研鑽しています。園長は、子どもは人間としての人格を持つことを研修や会話の中で伝え続けており、保育に定着しつつあります。基本的な人権については、「目標管理シート」により定期的に状況を把握し評価を行っています。互いを尊重する保育については、3歳児、4歳児、5歳児の交流保育において、また、団体の中や異年齢で生活する中でスキルを育てています。職員は、グループ分け、製作での色、服装の色、遊び等、子どもが自由に選択できることを尊重し、性差、出自、国籍、人種、宗教等で区別することはありません。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	
<コメント>		
プライバシー保護についてマニュアルを整備し、職員に周知しています。子どもの着替えやオムツ換えの際には、外部から見られる位置では行わない等、配慮しています。個室のトイレにはドアを設置しています。また、プール使用時は外から見えないように日除けシート、衝立を使用して工夫し、排泄に失敗した際は子どもの羞恥心に配慮して他児にわからないよう処理するよう配慮しています。一人ひとりの子どもにとって、生活の場に相応しい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っています。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<コメント>		
園のパンフレットは区役所に設置しています。基本的には園のホームページに情報を掲載し発信しています。問い合わせがあった場合は希望日を聞き、随時対応しています。来園者についてはパンフレットを手渡し、希望に応じて説明をしています。園見学希望の問い合わせに関しては園長、主任が丁寧に対応し、園、見学者の希望・都合を調整し、できれば午前中の見学を勧め、土曜日も対応可能としています。園見学者（利用希望者）への提供情報は適宜見直し、作成しています。入園児に対しては、入園説明会で入園案内兼重要事項説明書により説明を行い、入園案内兼重要事項説明書は毎年見直しをしています。		

【31】 Ⅲ-1-(2)-②  
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

保育の開始時、変更時の説明と同意については、保護者の意向を念頭に置いて、できる範囲で配慮するよう努めています。例年、入園児については入園説明会を実施していますが、今年度はコロナ禍で実施を控え、別途対応に努めました。変更点があった際には、運営委員会で保護者代表と意見交換を行い、保護者に手紙にて配付し周知を図っています。また、一人ひとりに時間を取り、丁寧な説明を行っています。開始・変更時には、パワーポイント等を活用して分かりやすく説明する等、保護者が理解しやすい工夫や質疑の時間を設けています。保育の開始時、変更時には保護者に同意を得、園の書式の書面に残しています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③  
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

個人記録は常にまとめてあり、引継ぎはいつでもできる体制になっています。就学先の小学校へは必ず保育所児童保育要録を提出していますが、通園途中の保育園の変更等については保護者の同意を得てから行います。卒園・退園後の保護者からの相談は、希望によって園長、在籍する職員で対応を行います。卒園児には運動会や夏祭り等の招待状を送っています。卒園時に、卒園後いつでも遊びに来て良い旨を口頭で伝えていますが、文書にして渡し、残すことはしていませんので、文書にすることが望まれます。今後、重要事項説明書への記載または、何らかの方法で文書化されることを望みます。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①  
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

子どもの満足については、日常の保育の中で常に把握するのが保育士の仕事と考え、把握に努めています。保護者の満足度は、行事ごとのアンケートの他、年間で園に対する意見、要望を聞く機会を設けています。アンケート等は管理者が集計し分析の結果、改善策を立て、職員会議で全職員に周知し、実行に取り組んでいます。第三者評価で実施したアンケートも確認しています。また、毎年、法人としての保護者アンケートを実施しています。定期的な保護者の面談、懇談会等では意見を抽出し、把握しています。第三者評価アンケートでの保護者総合満足度は100%でした。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①  
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

苦情解決の仕組みでは苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の指名を記載した内容を掲示しています。苦情解決の仕組みについては分かりやすく記載し、併せて目の付きやすい場所に掲示しています。苦情が述べやすいように意見箱も設置しています。いかなる苦情に関する内容も記録して残しています。意見に対する検討結果は、当該保護者に対してフィードバックしています。苦情・意見は職員に周知し、検討を図り、保育の質の向上に役立てています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②  
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

入園説明会時に相談や意見は職員の誰もが対応できることを伝え、相談相手を選ぶことができる旨を説明しています。担任や園長等、保護者の言いやすさ等によって相手を選べる仕組みを敷いています。また、相談内容によっては、対応する職員に配慮するようにしています。相談スペースとしては相談室が用意されています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
---	---

<コメント>

日頃から、保護者が相談しやすいよう職員体制に配慮しています。職員は、送迎時等に保護者の表情や気配を感じて声をかけるよう心がけています。相談したい雰囲気を感じ取られた場合は個人面談につなげています。意見や相談は直ぐに園長に相談し対応するようにしています。できる範囲で即日対応、または保護者に許可を得て迅速に対応しています。相談を受ける際のマニュアルを整備し、マニュアルに沿って対応しています。マニュアルは定期的に見直しています。相談に対して、検討時間を要する場合は中間報告をし、安心を提供するように配慮しています。保護者からの相談、意見は保育の質の向上に生かすよう心がけています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	---

<コメント>

法人本部にリスクマネジメントに関する委員会を設置しています。園では、責任者を園長とし、リスクマネジメントに関する体制を整備しています。事故発生時の手順についてはマニュアルを備え、マニュアルに沿って行うことにしています。毎月、法人系列園で実際の事故トラブル報告書を共有し、事故発生時の対応や安全確保について周知し、収集した事例を基に対策を検討し、再発防止に努めています。事故防止策については実効性を見直しを行い、周知を図っています。職員へは研修を実施し、事故防止に努めています。園内で起きたケガや事故は、報告書に記入し定期的に見返して反省や改善に努めています。日常の保育活動には、事故につながる要因は常に内在しています。さらなる安全点検チェック表の見直しや予防策の十分な対応への注意喚起に期待します。

【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
--	---

<コメント>

感染症対策の責任と役割を明確にした管理体制を整備し、季節の感染症等の蔓延防止に努めています。登園禁止の感染症については入園のしおり兼重要事項説明書にその対応と、再登園の際の手続きを明示し、周知しています。感染症対応のマニュアルを整備し、入園のしおり兼重要事項説明書にも内容の一部を掲載して保護者へ周知しています。「感染対策係」を設定し、流行りの感染症の知識を共有し、感染予防の再確認をしています。子どもたちへは、絵・図で示した手洗い・うがい方法を手洗い場に掲示し、励行しています。感染症対応のマニュアルは適宜見直しを図り、都度、職員へ周知し、勉強会でも確認しています。保護者への情報提供は適宜行い、地域で流行している感染症についても情報提供し、注意喚起を行っています。また、法人本部や川崎市から提供される感染症の対応については、職員に周知をして対応しています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
--	---

<コメント>

災害時の対応体制、組織図、避難場所については事務室内に掲示し、確認できるようにしています。園の立地条件を考慮し、事業が継続できる計画(BCP)を持ち、万が一に備えています。子ども、職員の安否確認の方法を示し、全ての職員が理解しています。また、コドモンにて安否確認の双方向応答ができます。食料、水、おむつ、毛布、ヘルメット等の備蓄品リストを備え、担当者を決めて管理しています。アレルギー児については専用のカバンに特性の詳細を記しています。防災計画、防災体制を策定し、消防署を始めとする連携先に示しています。また、中原区消防署、川崎市に避難訓練報告書を提出しています。

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント>	
標準的な実施方法が記載されたマニュアルは、法人本部で一括管理しています。標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示され、会議等で職員間で確認し、共通認識を図っています。標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとならないよう工夫を期待します。	

【41】 Ⅲ-2-(1)-②  
標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

<コメント>

マニュアル類については法人本部で見直しが行われ、随時更新及び最新のマニュアルを備えています。標準的な実施方法については1年間の実施を踏まえ、年度末に見直すか否かを確認することを原則としています。指導計画については、週日案、月次計画、年間計画と順次振り返り、事項を計画の見直しにつなげています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①  
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

保育の指導計画は全体的な計画に沿って策定し、指導計画作成の責任者はクラス担任、複数担任クラスは主担任を責任者とし、作成後、園長の承認を得るようにしています。アセスメントは個人記録、個人別指導計画に沿って行い、看護師等異職種に意見を要請することもあります。子どもは日常の保育を通してニーズを把握し、保護者は行事後のアンケート等でニーズを抽出して指導計画に反映させるようにしています。保育実践の振り返りは週日案で行い、月間・年間指導計画に記録しています。支援困難ケースへも同じ手順で対応しています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②  
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

<コメント>

指導計画の見直しは、週日案、月案で行い、年間指導計画に記録しています。見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知しています。指導計画の評価、見直しで課題を抽出し、見つかった場合は、次回の計画に反映する取り組みを期待します。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①  
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

子どもの発達状況は、経過記録に記録しています。昼礼でも毎日午前中の様子はクラスごとに報告し共有しています。気になる子どもに関しては、職員会議や担任会議で情報共有を行っています。職員会議については、日中常勤保育士で行い記録を共有して各クラス担任が報告をしています。記録要領の研修を園全体で行い、記録の仕方の統一を図るよう努め、個別指導を行う場合もあります。保育に関する情報の流れ・情報分別、設置場所を定め、情報の活用についてはテーマを絞って職員会議で話し合っています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②  
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

子どもの記録類については法定保管年数が定められており、基本的には法定年数を遵守することにしています。個人情報に関しては機密管理規定に定めています。保護者には、不適切な利用、漏洩がないことを入園のしおり兼重要事項説明書で説明し、文書化しています。入園説明会では個人情報取り扱いについて必ず説明を行い、理解の上、同意書を得ています。記録管理の責任者は園長とし、記録管理方法をマニュアルに定め、鍵のかかる書庫で管理及び保管を行っています。取扱いについては研修を実施して職員へ周知徹底を図っています。また、記録業務等は基本的に事務所内で行い漏洩に注意しています。

### 第三者評価結果

事業所名：ニチキッズひらま保育園

#### A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の精神に沿い、それを犯さず、子どもの最善の利益を実現できる趣旨で編成しています。園の理念、方針自体が児童憲章等の法令に準拠して編成されています。また、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態等も考慮しています。全体的な計画は、法人本部で作成したものを自園でマニュアルに基づき地域の特性を加味して見直しています。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育室の環境については、室内の温度管理は夏21～28度、冬20～23度、湿度60%を目安にしています。換気については循環式の強制換気他、適宜窓を開けて自然換気に努めています。保育室は採光と照明により、明るいです。音に関する環境については、音楽や子どもの声等、近隣にも配慮し、職員の声の大きさも常に適切な状態に保持するよう留意しています。園庭は園舎の西側に40.28㎡ある他、法田寺に代替公園を用意しています。保育園内外の設備は常に清掃し、用具や寝具の消毒等をチェック表に沿って行い、土曜日に天日干ししています。寝具は金曜日に保護者等に持ち帰ってもらっています。家具や遊具の素材・配置、保育士の動線等の工夫を行い、室内の有効活用を努め、食事や睡眠のための心地良い生活空間を確保しています。手洗い場・トイレは、明るく清潔であり、子どもが利用しやすい設備を整え安全への工夫が成されています。</p>	
<p>【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの発達と発達過程、家庭環境等から生じる子どもの個人差を十分に把握し、一人ひとりに寄り添った保育を行っています。保護者から生活の様子等を聞き、子どもの状態に応じて対応しています。職員は、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう配慮し、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちを汲み取るよう心がけています。また、子どもの欲求を受け止め、気持ちに沿って適切に対応しています。例えば、子どもがやりたいこと、行きたい場所への希望にはできるだけ沿うように努めています。話し方については、大人の感覚を押し付けず、子どもに分かりやすい言葉遣いや話し方で伝え、穏やかに、ゆっくりと分かるまで話すようにし、急かす言葉、制止させる言葉を不必要に用いないようにしています。子どもの気持ちを大切に、子どもが分からない、希望があるもののそれを伝える言葉が見つからない等、それを根気よく待ち、気持ちに寄り添うよう努め、子ども一人ひとりを大切に思いながら保育に当たっています。</p>	
<p>【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮し経験できる環境作りを心がけています。基本的な生活習慣では、トイレトレーニングやお箸の持ち方、睡眠等について保護者と連携して行っています。子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、トイレの声かけ等の援助を行い、無理強いることのないようにしています。また、一人ひとりの子どもの主体性を尊重し、集団生活の中で自分もやってみる、できた気持ちを大切にするといった自由保育で支援しています。毎日の生活は個々の状態に応じて、「活動」と「休息」のバランスが保たれるように工夫しています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるよう絵本や紙芝居を活用して働きかけています。生活習慣の事例では、靴の脱着について靴下を脱いで靴に入れてから靴箱に入れる等、丁寧に教えています。歯磨きは3歳児より始めています。</p>	

<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
--	---

<コメント>

保育理念の「おもいっきり遊ぶ」、「おもいっきり学ぶ」保育を日々心がけ、子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備しています。色紙、折り紙、クレヨン等は自由に使えるように粘土は各自保有にしています。遊具、教具、教材は自由に使用でき、子どもは独創的な遊びや自由発想で思い思いに遊んでいます。おもいっきり給食では、おもいっきり遊んでおもいっきり空腹になって皆で食す給食を推進しています。旬の食材に触れ、調理の手伝い、バイキングでは自分の食べたいものを食べる企画等、主体性を尊重した保育を展開しています。園の周辺には、自然の設備・遊具の整った平間公園の他、多くの公園が点在しており、散歩は交通ルールを学ぶ機会とする等、社会体験を提供しています。

<p>A-1-(2)-⑤</p> <p>【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

0歳児が安心・安定できるよう、保育士等と愛着関係(情緒の安定)の構築に努め、担当保育士を固定しない緩やかな体制で愛着関係を育んでいます。0歳児の体力、睡眠、休養、活動への配慮として、家庭で過ごしているのと同様に、長時間安定して過ごすことに適した生活環境と遊びに工夫をして配慮に努めています。また、時間で活動を区切り集中して遊べるような環境作りを行っています。職員は、子どもの表情一つひとつを大事にし、子どものアクションに応じて応答的な関わりを大切にしています。0歳児が、興味や関心を持つことができるよう生活や遊びを工夫し、玩具の入れ替えを行い、その時々興味・関心を見逃さないように努めています。保護者との連携では、コドモンで情報を共有しています。

<p>A-1-(2)-⑥</p> <p>【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

養護と教育の一体的な展開の基礎を作る時期と捉え、3歳以上児における「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の基礎を作る大切な時期と心得て保育に当たっています。一人ひとりの子どもの状況に応じて、衣服の脱着等、子どもが自分の力で取り組もうとする気持ちを尊重し、探索活動では、探索が十分に行えるよう環境を整備し、援助しています。園では、子ども一人ひとりに合わせて成長や発達、状況に合わせた個別の関わりを大切に、自我の育ちを受け止め、適切な関わりをしています。様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを持つ機会を設け、友だちとの関わりでは保育士等が仲立ちをして支援しています。一人ひとりの子どもの状況に応じて家庭と連携した取り組みや配慮が成されています。例えば、1歳児はフォーク等の使用、沐浴開始、手をつないでの散歩等。2歳児は、トイレトレーニング、うがい開始、箸の導入等について保護者と連携して進めています。

<p>A-1-(2)-⑦</p> <p>【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

3歳児は、個人の興味・関心と集団での活動を並行して園生活を過ごしています。保育では、集団の中で安心・安定を確保しながら、遊びを中心とした子ども一人ひとりの興味や関心のある活動に取り組めるよう環境を整えています。異年齢保育では、お兄さんお姉さんとの関係も加わり、豊かな人間関係を育てています。また、自我を生かしつつ集団生活が進められるよう保育士は適切にサポートしています。玩具は、年齢に合わせて揃え、好きなものを選ぶようにしています。4歳児の保育では、集団の中で自分の力を発揮することをねらいとし、友だちとも楽しみながら遊びや活動に取り組めるよう環境を整えています。また、大人が介入し過ぎないようにしています。来年は最年長であることへの心構えも徐々に育ち、5歳児の行いを学んでいます。5歳児の保育に関しては、集団の中で一人ひとりの子どもの個性を生かし、友だちと協力して1つのことをやり遂げるといった活動や創造した遊び等に取り組めるよう環境を整え、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿についても身に付けています。子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等については、保護者や地域・就学先の小学校等に保育所児童保育要録を通じて伝えていきます。

<p>A-1-(2)-⑧</p> <p>【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

保育園内はバリアフリーであり、園舎は建物の1階と2階にあり2階に上がるエレベータはありませんがその他の設備は障害に応じた環境整備が成されています。現在、障害のある子どもの在籍はありませんが、入園があれば、状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けながら計画に基づき子どもの状況と成長に応じた保育を行っています。基本的には統合保育を実施し、他児と一緒に保育を行い、子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるように援助します。該当児の保護者とは連携を密にし、子どもたちの園生活に配慮していきます。必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けます。職員に対しては、障害児保育や取り組みに関して学ぶ機会も設けています。

<b>【A10】</b> A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
---	---

<コメント>

保育室内に季節に合った作品等を飾り、家庭的な雰囲気子どもがゆったりと過ごすことができるよう環境を整えています。子ども一人ひとりの体力を考慮し、様子により保育途中でも休養させる等、子どもの状況に応じて、穏やかに過ごせるよう配慮しています。また、年齢の異なる子どもと一緒に過ごせるよう生活や遊びに配慮しています。夕方の延長保育では合同保育となりますが、年齢に合った遊びができる環境設定をしています。長時間保育の子どもには、家庭の要望に応じて夕方に補食の提供を行っています。職員間の引き継ぎを適切に行い、担当保育士と保護者との連携が十分にとれるよう配慮し、なるべく多くの保護者と話せるよう声かけに努めています。

<b>【A11】</b> A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
---	---

<コメント>

指導計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われています。2月に5歳児全員が担任と園長先生と一緒に川崎市立玉川小学校を訪問し、授業や教室運動場等の設備を見学しました。5歳児の担任は、進級する小学校の先生と連絡を取り合い、就学について話し合いをしています。幼保小連携連絡会議が例年3、4回開催され、その際に得た情報は子ども、保護者へ提供し、就学への不安軽減を図っています。5歳児の担任は保育所児童保育要録を作成し、園長が確認の上、該当小学校へ提出しています。

<b>A-1-(3) 健康管理</b>  <b>【A12】</b> A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	第三者評価結果  a
---	------------------

<コメント>

子どもの健康管理に関する規定に基づき、一人ひとりの心身の健康状態を把握し、子どもの保健に関する計画を作成しています。子どもの体調悪化、園内でのケガ等については、その日の内に保護者に伝えると共に事後確認も翌朝、必ず行うようにしています。毎日の問診や、日々の保育内での観察、昼礼での周知、共有等を行い、記録にしています。午睡のチェックはマニュアルに基づき、健康管理に配慮しながらチェックシートを利用して取り組んでいます。乳幼児突然死症候群（SIDS）についてはさらに意識を深めるための研修を実施する予定です。午睡チェックは、0歳児が5分、1歳児10分、2歳児以上は15分間隔で実施しています。

<b>【A13】</b> A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
---	---

<コメント>

健康診断・歯科健診については、看護師を中心に記録の管理を行い、関係職員に周知し保育に生かすようにしています。また、家庭での生活に生かされるよう健康診断・歯科健診結果を保護者に伝えています。必要に応じて（要再検）かかりつけ医への受診を強く薦めています。コロナ禍の収束に応じて、従来実施していた区役所保健師の出前講座を実施する予定です。出前講座は保育士が保健師から指導を受けて子どもの保育につなげていきます。

<b>【A14】</b> A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
--	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。慢性疾患等のある子どもについては、医師の指示の下、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。保護者との連携を密にし、保育所での生活に配慮しています。アレルギー児や離乳食の子どもの保護者へは、献立を事前に配付して、食べさせていない食材を確認してもらい対応しています。コロナ禍により職員の研修等が制限されており、今後順次、アレルギー疾患・慢性疾患等の研修を含め、積極的に取り入れていく予定です。アレルギー児の給食では、専用トレイ、色の違う食器、ネームプレート（名前、除去食品名）を使用し、誤飲誤食のないよう十分注意し、保護者や栄養士、職員が情報共有しながら対応、配慮に努めています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
保育の特色の一つである、おもいっきり給食を掲げて年間食育計画を策定しています。食事は皆で仲良く食べることを大事にし、三大アレルギー食材を除去した食事を提供しています。年間食育計画では、食材に触れて姿や感触を味わい、皮むき等調理の手伝いをしながら食に関心を持ち、楽しく美味しい食事につなげています。また、給食会議を通して職員間で情報交換を図り、日常的に食事に関して話し合い、子どもの食育活動につなげています。食事では、個人差や食欲に応じて量を加減できるように工夫し、完食の満足感を体験できるようにしています。食器の材質（陶器製）・形状、食具に配慮しています。乳児はスプーンですくい取りやすいスタッキング型食器を採用しています。子どもの食生活や食育に関する取り組みについては、家庭と連携して行っています。また、人気のレシピを配付し、家庭での食育にも力を入れています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮し、残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立、調理の工夫に生かしています。保育士は、子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握し人気メニュー等も把握しています。食育活動、おもいっきり給食により、子どもたちは良く食べ、残食もほとんどありません。季節感のある献立を心がけ、旬の食材、季節の食文化等については給食だよりで紹介するようにしています。地域の食文化や郷土料理、行事食等も積極的に取り入れています。普段から栄養士に子どもの喫食状況を伝え、栄養士は食育や行事食の際には子どもの様子を見に来ています。喫食量の記録を取り月1回の給食会議で栄養士と情報を共有しています。	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
保護者とは、連絡帳、コドモンでの連絡・情報交換・情報共有を行っています。また、降園時には伝達事項や子どもの様子を口頭でも伝えています。保育のねらいや保育内容については、例年、懇談会、個人面談等を設け、周知をしています。今年度はコロナ禍により抑制していますが収束後に再開する予定です。その他、行事や様々な機会を活用して保護者と一緒に子どもの成長を喜び、共有できるよう支援しています。家庭の状況、保護者との情報交換の内容等は必要に応じて記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
日々、保護者とコミュニケーションを図り、保護者との信頼関係を築くよう心がけています。保護者からの相談ができるよう日々のコミュニケーションを大切に、相談内容には直ぐに応えられるよう努めています。内容によっては、受けた職員等が主任、園長に相談し返答するようにしています。また、主任、園長等から助言が受けられる体制を整えています。対応できないケースは主任、園長が同席し、複数で話を聞くようにしています。相談内容は、適切に記録に残しています。保護者の就労等の事情を考慮し、相談に応じられるよう配慮しています。保育相談、トイレトレーニング等、保育所の特性を生かし、安心して子育てができるよう支援しています。	

【A19】 A-2-(2)-②  
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

<コメント>

虐待等権利侵害を発見した場合の対応等について、虐待に関するマニュアルを整備しています。虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう心がけ、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。登園時や着替えの際、子どもの全身を確認し早期発見に取り組んでいます。親子の些細な変化にも注意する目を持つ「気づき」を大切にしています。虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制ができています。虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をするよう配慮しています。職員に対しては、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動等をはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促しています。児童相談所等の関係機関と連携を図る体制を整えています。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

【A20】 A-3-(1)-①  
保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

<コメント>

指導計画の振り返りでは、保育士等が記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っています。週日案でのねらいに対して自己評価を行い、週ごとに改善点を考え・振り返り、保育の質の向上のために取り組んでいます。乳児は複数担任制の為、主担任が中心となり月1回担任全員のクラス会議を行い、子どもたちの育ちや保育内容について話し合いをしています。保育士の自己評価については、「目標管理シート」に基づいて上期と下期に園長との面談で自己評価を行っています。そして、各保育士の自己評価の中から園全体の問題点として解決すべき課題を抽出して園全体として改善に取り組むこととしています。